

令和7年10月17日
国土交通省東北運輸局

**宮城地区（旧宮城県B地区）のタクシーの運賃改定実施による
労働条件の改善状況調査結果について**

宮城地区（旧宮城県B地区）におけるタクシー運賃の改定は、令和5年9月20日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和6年12月27日付けで一般社団法人宮城県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局において調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査により、運賃改定の趣旨を逸脱し運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

問合せ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課 担当者：金野、丹藤 電 話：022-791-7530

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

1. 調査の概要

運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者（下記①に該当する事業者）または改善状況が確認できない事業者（下記②に該当する事業者）を対象にヒアリング等調査を実施。

- ①全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたりの賃金の支給率の変動状況が減少している事業者
- ②調査表を提出していない事業者

2. 調査対象地域

宮城地区：仙台地区を除く宮城県の全域

3. 運賃改定後の労働条件の改善状況を公表した事業者数

103社

※運賃改定をした事業者 117 者から廃止事業者等 14 者を除外。

4. 調査結果

全運転者に係る運転者 1 人平均時間賃金の支給率の変動状況

20%以上	10%以上 20%未満	0%以上 10%未満	-10%以上 0%未満	-10%未満	計
10	24	44	19	6	103

（単位：事業者数）

上表のとおり、全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率が前年同期と比較して減少した（100%未満となった）事業者は25者（1.①に該当25者）でした。

事業者にヒアリング等を実施し背景・事情についても調査した結果、その事由は以下のとおりであったことを確認したため、当該事由を踏まえ改善を講じる必要があるとして指導を行うには至りませんでした。

(一定の改善状況に達していない主な理由)

- ・車両の老朽化に伴う修理代の増加、物価・燃料等の高騰による経費の増加、運転手の高齢化による実働率の減少等の要因により、支給総額の減少。
- ・改定前には引き受けていた仕事を改定後には引き受けなくなったことにより、支給総額の減少。

【用語について】

○全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式によって算出された率とする。

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後
6 カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後
6 カ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る
前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る
前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

※本調査における公表値は、当局において一般社団法人宮城県タクシー協会の調査内容を基に精査した結果であり、同協会が公表した数値とは一致しない部分があります。